

関税定率法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（関税定率法施行規則別表関係）
- 2 この省令は、公布の日から施行することとする。